

# 平成24年第3回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年3月15日（木曜日）

---

## 出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	森田 憲二 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	根岸 聡彦 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（4名）

議長	尾崎 信夫 君	9番	中村 庄一郎 君
17番	東口 正美 君	20番	佐竹 康彦 君

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君

## 出席説明員（なし）

## 会議に付した案件

- （1）市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- （2）（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討

午後 1時37分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成24年第3回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

今日は、初めに市民アンケート調査の集計結果につきまして御報告をいたします。

それでは、事務局から報告をいたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、説明させていただきます。よろしくお願いたします。

お手元には、アンケートの関連の資料は3点置かせていただいているかと思います。確認させていただきたいと思います。

まず、「アンケート調査表」でございます。それから、2点目が縦のA4ですが「東大和市議会に関する市民アンケート調査」集計結果の報告。3点目が、横のA4ですが「東大和市議会に関する市民アンケート調査」主な市民意見。以上、3点をごらんいただきたいと思います。

これから、御説明させていただくのは、主に2点目に御説明いたしました縦のA4の集計結果の報告をもとに、アンケート調査並びに主な意見を、その後御説明させていただきたいと思います。

まずは、集計結果の報告をごらんいただきたいと思います。では、説明を始めさせていただきたいと思います。

表紙にございますように、今回のアンケート調査につきましては、調査対象を市内在住の20歳以上の方、男女各500名、合計で1,000名ということで実施いたしました。抽出方法につきましては、住民基本台帳より無作為抽出です。郵送による配布・回収ということで、本年の1月13日から1月31日にかけて調査いたしました。1,000通の送付に対しまして、回答数が396件、回答率が39.6%ということでございます。

では、1枚お開きいただきたいと思います。

設問は全部で14ございました。

まず、1つ目の設問でございます。「あなたの性別は、男性・女性のどちらですか」でございます。

下の棒グラフ、横になっていますが棒グラフをごらんいただきたいと思います。男女ともに各500人にアンケートを送付いたしまして、男性につきましては182人からの回答がありました。回答率は36.4%です。女性につきましては500名送ったうち、210人からの回答がありました。女性の回答率は42.0%でした。

上の円グラフをごらんいただきたいと思います。回答者は396名でしたので、396名を100というんでしょうか、396名のうちの割合を示したのが上の円グラフでございます。回答者数のうち、男性が46%であります182人、女性につきましては、全体の回答者数のうちでは53%に当たりますが210人でした。不明が4名いますが、4名の不明というのは男女いずれにもチェックをされなかった方でございます。

以上が設問1でございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。2ページ目は、設問内容が「あなたの年齢は、次のうちの年代ですか」という形です。

下の棒グラフをごらんいただきたいと思います。年齢別の回答数が下の棒グラフに示されているものでございます。アンケート送付対象者数が一番多かったのは、このちょっと網かけと、それから白い棒の合わせ

たのが一番長い——アンケートを送った方で多いのが40代、次に多いのが60代、その次に多いのが30代でした。それから、そのうち結果的に、これは何で年代別に送付した件数がばらつきがあるのかというのは、これはあくまで全市民8万3,000人の無作為抽出で出しましたので、そこから無作為で出ましたので、全体の人口構成比率に比例して、この年代がそれぞれ出てきたということで送付いたしました。そのうち、一番回答が多かったのが60歳代で106件、2番目に多かったのが年代別でいきますと70歳代の80人、3番目に回答者数が多かったのが40歳代で70人という形になっております。

それと、もう一つ回答率が一番多かったのはどの年代かというふうに見ますと、回答率が多かったのが70歳代が63%、それから60歳代が53%、それから80歳代と、若い世代になりますと、やはり回答率が落ちていきますが、年代が上がるにしたがって回答率は高くなっているというような傾向が、これでは見られます。

次に行きます。申しわけありません、次の設問の3のほうに行きたいと思えます。3ページをごらんいただきたいと思えます。

「あなたは、どこにお住まいですか」でございますが、これは市内のそれぞれの地域にお住まいですので、それを回答いただいたという形でございます。

次に、4ページ目をごらんいただきたいと思えます。4ページ目からが、具体的な内容に入っております。

設問の4、「あなたは、市議会議員選挙に行きますか」という設問でございます。

上の円グラフをごらんいただきたいと思えます。回答者数396人中、必ず行くと、これは設問と選択肢といたしましては4つございまして、そのうちの1つ、「必ず行く」に回答された方が396人中239人、全体で回答者の割合でいきますと、回答者の中にこの「必ず行く」を回答された方がどのくらいかという割合でいきますと60.4%、同様に「だいたい行く」が81人で20.5%、あと「あまり行かない」「行かない」と「不明」という割合になっております。その下に枠が囲んでございますが、これはこの設問の4のところでは4つのチェック以外に、それぞれをチェックしたその理由を答えてくださいということで、括弧書きの中に実際に文章で記述、書いていただく欄がございます。そちらに書かれた意見を、ある程度分類したのが下の枠でございます。ですので、上の円グラフの中では「必ず行く」は239人となっておりますが、下の枠の一番上「必ず行く」は165人になっております。この人数の違いというのは、「必ず行く」という4択の中でチェックされた方が239人、ただしそれにチェックをして、さらに下の理由欄を書かれた方が165人という数字の関係になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。「必ず行く」「だいたい行く」「あまり行かない」「行かない」にチェックされて、それぞれ理由を書かれた方が、下のような文章ですので、それを分類したのが一番上からいくと、「必ず行く」をチェックして、それはなぜならば「市民の権利・義務だから・市民として当然」だというふうに、さらに書かれた方が80人、こういう趣旨で書かれた方が80人というような内容でございます。ここを見ますと、「必ず行く」、あるいは「だいたい行く」というふうにチェックされた方につきましては、理由を書かれた内容の多いものから見ますと、やはり今の「市民の権利・義務だから・市民として当然」だというような理由で書かれた方、さらには「より良い市政のため」、必ず行くんだという方、あるいは「自分の住む町だから・生活に密着しているから」と、そういうようなことで「必ず行く」、あるいは「だいたい行く」と書かれた方が比較的多かったという結果が出ております。

逆に、下の「あまり行かない」「行かない」をチェックされて、その理由とは聞かれた方につきましては、例えば「候補者のことがよくわからないから」だとか、あるいは「仕事などで忙しいため」、それから「関

心がない・行きたくない」などの理由の方が比較的上位を占めているという傾向があらわれております。

次に、5ページ目をごらんいただきたいと思います。

これ以降は大体同じような形になりますが、5つ目の設問が「あなたは、市議会に関心がありますか」という設問に対しまして、396人中21%であります83の方が「大に関心がある」、それから「少し関心がある」と回答された方は40.9%の162人、「あまり関心がない」と言われた方が30.8%の122人、「まったく関心がない」方が5.8%の23人と、あと「不明」ということになっております。

先ほどの設問4と同様に、その理由欄を書かれた方が下のような枠の中でございます。「大に関心がある」「少し関心がある」とチェックされ、理由を書かれた方の主な理由といたしましては、「議会・議員へ関心があるから」、あるいは「市政に関心があるから」、さらには「自分の住む町だから・生活に影響があるから」という理由で書かれた方が比較的多い状況です。

また、逆に「あまり関心がない」「まったく関心がない」にチェックをされて、その理由として書かれたものの多いものとしては、「活動内容がわからない・成果がみえないから」、あるいは「現状に不満がないから・生活に影響がないから」「議会・議員を身近に感じないから」などの意見が比較的多かったというような状況でございます。

続けて行かせていただきたいと思います。次の6ページ目をごらんいただきたいと思います。

次は、6つ目の設問です。「あなたは、東大和市議会の本会議・委員会を傍聴したことがありますか」、396人中3.8%の方、15人が「ある」というお答えでした。残りの大多数ですが、95.7%の方、379人は「ない」というお答えでした。「ある」とお答えされた方には、そのときの印象や感想を、また「ない」と答えた方については、その理由を書いていただく欄を下に設けまして、その欄に「ある」と書かれた方が14名、ここで「肯定的な感想」「否定的な感想」「要望」「その他」というふうに分類いたしました。では、これだけ見ますとですね、肯定的な感想、会議に対する感想といっても、これだけ見ると今までの分類だったらある程度わかるんですけども、ちょっとわからないと。そこで出てくるのがこれなんです、横のんです。今のは、6、「あなたは、東大和市議会の本会議・委員会を傍聴したことがありますか」ですので、「主な市民意見」を1枚おめくりください。そうしますと、「⑥あなたは、本会議・委員会を傍聴したことがありますか」というふうに、その主なものを書いてあります。こっちを見ますと、「ある」、「肯定的な感想」で「会議（質疑・答弁など）に対する感想」は、お一人しかいらっしゃいませんでしたので、その方の御意見がここで「ある」、「肯定的な感想」、「会議（質疑・答弁など）に対する感想」でコメントを書かせていただきました。お一人ですので、この方がそうですね。

その次、「ある」の「否定的な感想」は9人いらっしゃいまして、そのうちでも内容的に2つに分類できまして、「会議（質疑・答弁など）に対する感想」が7人、「議会・議員に対する感想」が2人といらっしゃいましたが、余りちょっとあれでしたので、2つずつぐらいを各項目選びました。否定的なうち、「会議」の関係の方をお二人、否定的なうちの「議会、議員に対する感想」のうちから2人と、そういうような形でこれはつくってありますので、詳しくはこちらをまた後ほどゆっくりごらんいただきたいと思います。

では、これ以降はちょっと説明は、こちらのほうを中心にやらせていただきたいと思います。そういうような形で対比ごらんいただきたいと思います。

次に、では7ページ目をごらんいただいでよろしいでしょうか。

設問といたしましては、「あなたは、東大和市議会だよりを読んでいますか」、396人中11.6%の46人が「全部読んでいる」。次が、55.1%の方、218名の方が「関心のある記事だけ読んでいる」、合わせますと70%弱の方が一部でも読んでいただいていると。読んでいない方は93人、23.5%、回答者のうち約4分の1ぐらいということです。自由意見欄もありますので、そちらもお書きいただいた方が下のような人数ということで、それぞれまた分類してございます。こちらにつきましても、その次のページあたり以降に、具体的にはどういう御意見だったかは書かせていただいておりますので、また対応しながらごらんいただければと思います。

次に行かせていただきたいと思います。

同様でございますが、8ページ目は「市議会ホームページを見たことがありますか」、これは市議会に独自のホームページがあるわけではなくて、東大和市の公式ホームページの中の市議会をクリックしていただくと市議会のホームページに入るという形でございますが、そちらをごらんいただいたことがあるかどうか、396人中18.9%、75人の方が「ある」、約2割ですね。ない方が72%の方、回答者数のうちの72%の方が285人で「ない」ということで、それぞれチェックされた方の御意見は、書かれた方は下のような状況ということでございます。

次に行かせていただきたいと思います。

9ページ目は、「あなたは、市議会がどのような活動（役割）を行っているか知っていますか」ということで、設問を設けさせていただきました。「知っている」が42.4%の168人、「知らない」が43.9%の174人ということで、ほぼ回答者が二分されたという状況でございます。この設問は、アンケート調査表では「知っているか」「知っていないか」だけを知りたいということではなくて、ある面では答えていただきながら、なおかつ市議会の役割という欄を10行弱ですけれども書かせていただき、お読みいただいた中で、改めて再確認していただければという意味で、ちょっと説明も加えさせていただいたような形でアンケートはつくらせていただいております。

次に、10ページ目をごらんいただきたいと思います。

「あなたは、現在の市議会をどのように評価しますか」という設問です。回答者396人中、「大いに評価する」は0.8%の3人でした。次が、「ある程度評価する」が27%の107人、「あまり評価しない」が23.7%の94人、以下「まったく評価しない」「わからない」「不明」という形になっております。それぞれの主な意見は、それぞれ下を書いてございまして、こちらにつきましても、こちらのほうが具体的な部分を幾つか、主なものを掲載させていただいております。

11ページ、同様でございますが、「あなたは、現在の市議会に市民の声が反映されていると思いますか」でございます。回答者、396人中「思う」が2.5%の10人、「やや思う」が19.4%の77人、「あまり思わない」が30.6%の121人、以下「まったく思わない」「わからない」「不明」で、またそれぞれの主な意見を書かれた方の分類が下のおりということでございます。

問12になりますけれども、次の12ページになります。こちらは「市議会や市議会議員に対し、何を期待しますか」、この部分は今までの択一、チェックが4つのうちどれかということではなく、複数回答ありということでもやりました。選択肢としては、上の棒グラフのところのように、「その他」も含めまして7つの選択ができるようにしております。「その他」に書かれたことについては、具体的にということ、下のような御意見を書いていただいたということでございますので、この6つ、あるいは7つのうち幾つか、2つ、

3つ書かれた方もいらっしゃいました。そういうで状況でございます。それが12でございます。

その次の13ページでございますが、「あなたのご意見を市政に反映させたいときにはどうしますか」、こちらにも複数回答可ということで、「その他」も含めて7つの選択肢を用意いたしまして御回答いただき、「その他」について書かれた方につきましては具体例を書いていただき、それが下の分類ということで集計させていただいております。

最後の14ページでございますが、これは全く選択肢なしの、とにかく「市議会や市議会議員についての意見や要望をお聞かせください」ということで、広い升目を用意いたしまして、自由記入していただくような形でございます。御意見、御要望を職員のほうで読み込みまして、ある程度分類しないと羅列したのではちょっとなかなか難しいと。全体のやはり傾向を見るというのも一つ重要な点でございますので、ここでは報酬に関する御意見・御要望、それから政務調査費に関する御意見・御要望、定数削減に関する御意見・御要望、それからあとはその他の御意見・御要望ですね。例えば議員の皆さん、あるいは我々が考えていく上では、3常任委員会に分けて少し分類してみると、やはり今後のいろいろな意味で有効なのかなということで、「総務」「厚文」「建環」と、あとは「議会のあり方」「その他」と、ちょっとそういった分類でやらせていただきました。

最後に苦情・批判ということで、やはりさまざまな御意見ございますので、そういった形で集計させていただきました。それらを、肯定的なもの、否定的なものということで第2分類させていただき、さらに第3分類ということで、もう少し内容的に少し具体的に書いて、くくれないものはその他みたいな形でまとめました。こちらにつきましても、この主な意見の中で各項目2つずつぐらいまとめて、一番最後のページになりますが、後ほどゆっくりごらんいただければと思います。

集計といたしましては、以上のような形で集計させていただきました。

概要説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中間建二君） 報告が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、もし何か質疑がありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 例えばで言いますと、4ページのところで④のところ、集計結果の報告の「必ず行く」が239人で、意見を出したのが165人となっていて、その右にその内訳があるわけですけども、これ足すと165人になるわけですけど、1人の方で2つ、3つぐらゐの意見を言っている場合もあるんじゃないかなという気がするんですよね。そういう場合、どういう扱いにしているのか、165件ということなのかどうなのか、そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩します。

午後 2時 休憩

---

午後 2時 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 今の御質問でございます。

設問の4では「必ず行く」が165人となっております。これは、最後の設問14に対する御意見、自由意見欄を書く設問ございましたが、14以外につきましては、ほぼお1人1つの意見ということの記述でございました。ですので、これはやはり基本的には165人からのお1人1つの意見という形でしたので、人数に合致するとい

う形になっておりました。

○委員長（中間建二君） あと、円グラフでは「必ず行く」が239人となっておりますけども、下のほうでは「必ず行く」が165人となっておりますが、これは自由意見欄ですから意見を書いた人が165人という御理解でお願いをしたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） それでは、アンケートの集計結果につきましては、本日初めてお示しをしたものでありますので、さまざまな御意見をいただくために、委員の皆様にもきょうのアンケートの内容を十分に御理解、また精査をいただく時間が必要と考えております。つきましては、3月23日の次回の委員会におきまして、アンケートの集計結果について、議論をする時間を設けたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

これで、市民アンケート調査の集計結果についてを終了いたします。

---

○委員長（中間建二君） それでは、前回に引き続きまして、調査検討項目について順次議論を進めたいと思います。

本日は（7）の議会基本条例についてに入りますけれども、アの条例を制定した自治体における実態調査につきましては、これまでも事務局からの資料説明もございましたし、また多摩市議会等の視察も行っておりますので、一定の調査を行ったという前提で御理解をいただきたいと思います。

本日はイの設置の目的と効果についてから御意見を伺いたいと思います。

御意見のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） 最初のそもそも論みたいな話に戻って始めるわけですが、今回いわば今まで市民のほうから議会は何をやっているんだろうとか、いろんなことがあったわけで、そういう中でこの議会基本条例を制定することによって、私自身はそういう姿勢が示されていくことになると思います。そういう意味では、いろんな役目をこの議会基本条例に備えていかなきゃいけない、中身をどうするかというのは、今後またもう少し検討していかなきゃいけないんですけども、例えばもっと施策の提案機能、これをもっと充実させていこう、議員がもっと政策提案していこうということも含めて、そういうための議会基本条例でもあるし、それから私たちが何を討議して、こういうようなことを決めたのかということ、いわば市民との公開の中で、その辺をしっかりと示していく、それを見せていくということも必要になってくると思います。

また今、片や首長のほうではタウンミーティングということで市民との対話を進めているわけでございますけども、じゃあ議会のほうはどういうふうに市民の意見を求めているのかということ、その辺を議会としての機能として市民の意見をしっかりとまとめているということで、行政へのチェック機能が働いてくとも思いますので、そういう意味でこの議会基本条例、ぜひとも進めていきたいなというふうに思っております。

私の意見です。

○委員長（中間建二君） ほかにございませんでしょうか。

設置の目的、またそのことによる効果という課題でございますので、今の御殿谷委員の御発言、その次の段階のところに入っているというところでございますので、そこに至るまでの他市の、特に当市ではこの特別委員会では多摩市議会の状況と、それから一番初めのスタートのところ、栗山町議会の基本条例、多摩市議会の基本条例を並列した形の中で皆さんに御確認をいただき、また事務局のほうで精査した議会基本条例の制定、

全国的な制定の状況や、その経緯について資料提供もして御説明をしてきたところでございますので、そのあたりの中でこの議会基本条例の設置の目的及びその効果について、それぞれがどう考えていくのか。また、どう考えているのかということについての御発言をお願いしたいと思います。

○委員（床鍋義博君） 基本的には設置の目的に関しては、各自治体がここ最近と言ったらおかしいですけど、栗山町の議会の流れから受けて、いろんなところが議会基本条例の制定に進んでいます。ただ一つ懸念があるのは、何となく議会の基本条例を設定したから、条文を設定してつくったから終わりみたいなどころも見受けられるところもあります。そうならないためには、やはり実態を伴った改革が必要だと思うんですね。もちろん、議会基本条例という形、成文法するということが非常に大切なんですけれども、それを実態と合った形、市民の要望に合った形にするということが当議会では必要なんじゃないかなということを考えています。そのためには、もちろん今回いただいたアンケートに関しても、ちゃんと議員が分析をして、タウンミーティングという前段階、議会と例えば市民とのプレ対話集会みたいなことを開いて、やはりそこを一番リサーチにちょっと時間をかけるべきだと思うんですね。そういうことをすることによって、新しくつくる議会条例が実のあるものになっていくんだというふうに考えますので、ぜひともただ単にほかのところの議会条例のいいところだけとって、ちょっと文書だけつくるみたいなことにならないような感じで動ければなど。もちろん、委員でありますから、それに対して努力をしていくつもりですので、そういった考え方でやっていければ、きっと効果は出ると思います。

○委員（御殿谷一彦君） 賛成なんですけども、確認なんですけども、今の話はどちらかというと、完全に設定してから何かをやるというよりも、まず一度プレ市民討議というか、そういうのも開いてみたらどうかというふうな御提案だと受け取ってよろしいのでしょうか。

○委員（床鍋義博君） はい。そうとつても結構です。条例をつくる前の段階でリサーチをする必要があると思うので、もちろんアンケートもリサーチですし、直接市民と話すこともリサーチのうちの一つですから、その前段階ととらえても結構です。

○委員（和地仁美君） 今までずっとこの項目、1番から話をしてきた中で、一番最初に事務局で資料を7月26日付でいただいていると思うんですけども、背景と具体的内容について、そこでもあったように改革先行型と条例先行型という例を出していただいていると思うんですが、今7番のアで言ったところの自治体における実態調査というところの、これはサマリーというか、そういうような形になると思うんですが、先日この委員会でも多摩市のほうを見させていただいたと思うんですけども、そこはもともと栗山町とは違うんですけども、どちらかというとタイプだと改革先行型でいろいろと具現化をした中で、それを明文化していったという流れで、床鍋委員の話と私も同意見なんですけれども、せっかく今までいろんなこういうふうに変えていったほうがいいということをお話してきたので、それをできる限り少しずつ具現化して行って、まず実態を変えて、それをぶれないように条文にしておくという流れのほうが、やはり絵にかいたもちにならない、あり方委員会というこの特別委員会のテーマにも非常にマッチした動きではないかなと。条例をつくるのであれば、条例作成委員会でいいわけですから、あり方というものを先に見ているのであれば、今までの皆さんとこうあるべきだという、まあ2巡目に入ったらまたもっとまとまってくると思うんですけども、具体的にやってみようというものが見えてきたら、それを形にして、それが定着するように条文にしていくと。その中には、市民との対話というものもあるかと思うんですけども、それだけでなく議会みずから動くことで変えられることもあると思いますので、そういったことを少しずつやってから条文にしたほうが私はいいと思っています。



す。

○委員長（中間建二君） ほかの方はよろしいでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 議会基本条例を設置する目的と効果ということですが、今お話しありましたけど、議会基本条例にもかなり理念的なものと、それからもう少し細かくいろいろと定めたものとあったり、細かく定めてあってもなかなか実態が伴っていない場合もあったりということなので、一概に議会基本条例を一つの方向、ものとして目的と効果というのは言いづらいところがあるんじゃないかというふうに思うんですけれども、私はここまでのいろいろ審議をしてきて、率直に言ってかなり議員の中で認識にも開きがあるんじゃないのかなというのを感じています。それで、例えば私は自由討議の問題で、本会議においても自由討議を保障していくというようなことを主張しましたが、なかなかそういう形にはならない。現状では、委員会での自由討議の時間をとるというふうになるかどうかというあたりなのかなという感じですが、現実の議会運営においても、委員会においても協議会の場でかなり話がされて、実際の委員会の中で市民にわかる形での審議が十分でないという状況も現実として見受けられるということもあります。ですから、私はここでの議論、まあ前段までの議論は一巡しているわけですが、やはり議会基本条例そのものは、まあ結果としてどうするかということになるのであって、一つ一つの議会運営や議会と市民とのかかわり、どうしていくのかという議論と実効の積み重ねが先にないと、議会基本条例といっても実になっていかないのかなというふうに思います。

議会基本条例そのものについていうと、必ずそれがなければできないということではないわけですね。議決権の拡大ということについても、議会基本条例じゃなくても別の条例で議会の議決権拡大することはできますし、これまでもさまざまな委員会条例や会議規則を改正することなどによって、議会運営の改善というのは可能なわけですから、ですからそういうことも含めた、やはり議論と実践を重ねた上で基本条例そのものについてもどうするかという議論になってくると私は感じています。ですから、基本条例をつくる、つくらないというところに、まだ私としては、その議論そのものが、まだ現段階では十分な意味を持たないんじゃないかというふうに感じています。

○委員長（中間建二君） 今どうしても、ウの当市における設置の是非と絡めて皆さん、御発言がどうしても出るので、一応私としては設置の目的と効果に対して、それぞれの共通認識があれば、条例をつくったほうがいいということになるのか、必要ないということになるのか、それとももう少し検討しようということになるのか、こういう考え方の中で一応立て分けて議題設定をさせてもらっているつもりなんです。ですので、もちろん今ウのところに入っていただいても結構なんですけれども、その設置の目的、効果ということで、じゃあちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、7月26日の段階でこの特別委員会の資料として、「議会基本条例制定の背景と具体的内容について」ということで資料をお配りし、事務局からも説明を受けているところでございます。

その中で、2ページ目のところですね、「広がる議会基本条例の制定」ということで、それぞれ基本条例が制定され始めているという中で、自治体、議会が議会基本条例制定する意義ということで3つ上がってございます。1つが、議会が条例を制定し行政のチェックを充実して行うことにより、自治体の行政が大きく変わり真の地方自治を実現をしていく。2つ目に、二元代表制のもとにおける議会の役割を全議員が確認をし、それを果たしていく。3つ目に、議会基本条例の立案、審議を通じて議員相互の議論が交わされ、議会としての意識や意見が醸成され合意形成がされていくと、こういう3つの意義が掲げられているところであります。

そういう中で当市において、これは一つの地方自治の研究者からの報告の資料でありますけれども、例えばこういう基本条例の設置の意義等をポイントとして踏まえながら、当市の状況の中でどういうふうにもこういう意義について考えていくのかということの確認がないと、その条例をつくったほうがいいのか、そうでないのかという議論には、なかなか進んでいかないのかなというふうに感じているんですけれども、結果的にもう少し議会基本条例の設置については、調査を重ねたいということであれば、それはそれで御意見として出していただきたいんですけれども、いずれにしても何らかの方向性を1年近く議論をしてきてですね。何らかの方向性は出していきたくないということは委員長としては感じているんですけれども、その点について御意見がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○委員（床鍋義博君） 尾崎委員がおっしゃったように、現状の議会改革の中でも、もちろんできることはたくさんあるというふうには、そういうふうにも私も思います。今回この議会基本条例ということが出てきたというのは、やはり先日行われた勉強会で廣瀬先生もおっしゃっていましたが、これは議会としての宣言なんだと、決意表明なんだといったところは、私は結構すごく心にぐっと来たんですね。それは、やはり議会がより市民に開かれたもの、より権能のしっかりしたものとなるためには、ある程度目標というんですかね、これをやるから一生懸命、今回のこのあり方委員会もそうですけれども、議会基本条例がありきではないですけど、それが念頭にあるから、こういうふうにも議論を重ねていろんな意見が出てくると思うんですね。ですから、そういうことを考えると、やはり現在の改革でもできますけれども、議会基本条例を制定に向けて動くということ自身に、それ自体に結構意味のあるものなのかなと。まあ意味のあるものにしていかなきゃいけないと思うんですけど、そういうふうにも感じますので、私は委員長がまとめられた2ページのところにあるようなことに関しても、もちろんそのとおりですので、そういう効果があるというふうにも感じております。

以上です。

○委員長（中間建二君） それでは、一応議論を整理する意味で設置の目的と効果については、今床鍋委員のほうから御意見いただきましたので、このイの項目については御意見をいただいたということで取りまとめて、ウの項目に入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

御意見があればどうぞ出してください、どんどん。意見がなければ、次のところに行くしかないです。

○委員（関野杜成君） 委員長なりに、ア、イ、ウで分けているんでしょうが、設置の目的と効果だったり、設置の是非というのは、今話されたのかなと私は思っているんですけど、私としては今床鍋委員の言ったように、やっぱり議会としてのどうするというのを市民に向けたものだとは思っていますので、ただ利一さんが言っているように、条例でもできるというところを、逆に基本条例の中に議会として、こうするんだというものを入れ込んだ条例をつくっていくものを前提に、やはり話をしていたほうがいいのかと。ただ、その中にこれは要らないだろうとか、あとやってみただけで、実際基本条例じゃなくて違うもののほうがいいんじゃないとか、そういうふうな話になる可能性もあると思うんです。だから、必ずつらなきゃいけないというのを前提ではなく、つくる方向で話し合いを進めていって、いろいろな足りない部分を補ってあげればいいのかというふうには私は思っているんで、まずは1回目ですから、話し合うか、話し合わないかということになると思うんで、私は話し合ったほうがいいのかというふうにも考えております。（発言する者あり）いや、いいんじゃないですか、実施というか、やろうと言っちゃうと、もうこれやるという方向になるんですけど、本来やる気があれば、こんなものつらなくていいという話ですよ。

それを、あたかもいろんなところの議会、先進市についてはいろいろ考えがあつてつくったんでしょうけど

も、これからやっていくところというのは、ある意味こういう言い方失礼ですが、議会がやってるんだよ的なものを見ればいいという考えで、これをつくろうという市もあると思います。そうなっちゃうと、やはり内容がない条例になるから、だから必要か、必要じゃないかをしっかり精査しようということを言っているわけで、それをやるに当たって、やはりまずはつくるという方向で動かないと精査もできないだろうと、そういう意味で私はつくるという流れでいいのではないかということをお伝えしているということです。

○委員長（中間建二君） ウの設置の是非のところも含めて、御意見をいただいたということで受けとめさせていただきたいと思います。

今そのような形の中で、どうしても皆さん議論が目的と効果、また設置の是非、一体になっていますので、そういう前提で取りまとめをさせていただきたいと思いますが、床鍋委員、また和地委員、また尾崎利一委員の皆さんから一定の設置の目的、効果についての御認識がある中で、当然これは中身が伴わなければ何の意味もないわけですから、そこをきちっと議会として確認する必要があるでしょうということでは、中身の伴う条例であれば検討していくべきではないかということで、設置の是非についても今ウのところにも入っておりますけれども、御意見をいただいたということで受けとめさせていただきたいと思います。

ウに入っておりますので、そういう前提で当市における設置の是非についても、さらに御意見がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○委員（御殿谷一彦君） 個々の条例から、いろいろ議員が動くことによって開かれた議会を示すというのは、一つの方法なのかもしれないんですけども、やはりこの場合というか、私たちが議会として、一議員としてそれぞれの市民に対応して、私はこの10人の人と対話しましたよ、100人集めて対話しましたよと、それはそれで議員としての活動はあると思うんですけども、今求められているのは議会として、例えばこの東大和市議会の議会としてどういうふうな動きを、どういうふうに皆さんが動いて、私たちが動いているのかというのが、市民から求められていることではないかというふうに私は思っております。そういう意味でも、この議会基本条例というものをまず、まあやる過程は基本条例ありきにするのか、最初にいろいろ、さっき床鍋さんが言ったように、まず一度やってみてという形があるのか、その方法は今後考えていくと思いますけども、とにかく基本条例の制定を目指して、これをつくることによって私たち議会は、こうやって市民としっかり対話していくんですよ、それから、市政をしっかりとチェックしていくんですよということを条例として宣言していく、これは必要じゃないかなと私は思っております。

○委員（根岸聡彦君） 当市における設置の是非という点でいきますと、やはり先ほど複数の方がおっしゃってございましたけれども、条例ありきということではなく、やはり実践が伴った上でそれを明文化していくということが大切なんだというふうに思います。条例をつくったけれども、やはり形骸化して全く中身のないものになっているところが多々出てきているという話も幾つか聞いております。先日の勉強会でも、たくさんの自治体のほうで条例を制定したということですけども、本当にそれをつくろうという意識があってつくったのか、ただみんながつくっているから、うちもつくろうとしてつくったのかということでは大きな違いが出てくると思います。議会として市民に対して、何かをやっているということが求められているという意見もありましたけれども、本当に求められているのかなど。市民が求めているのは、そこを基盤にしている議員がしっかりと市民に対して、みずからの政策を投げかけて、市民にちゃんと伝えるということをお求めているのではないのでしょうか。議会として、それをやってくれというような声というのは、私が持っている基盤ということ、そこまではいかないのかもしれませんが、私を支持していただいているであろう方々とお話し

る限り、議会として何かやってくれという要望は一度もありません。こういう問題があるから何とかしてちょうだいというようなところは、個人的には出てきますけれども、議会としてどうなんだという話は出てきていないのが現状です。

○委員長（中間建二君） ほかに御意見はございますでしょうか。

○委員（御殿谷一彦君） これは私の意見なんですけども、要は東大和市議会という一つの集団が、団体があるわけなんですけども、そこがどういう意思決定をしていくのか、これが求められているんであって、例えばある案件に対して、私は賛成、あなたは反対、で、集合体として議会はこれに対して、どっちにいくかわかりませんが、例えば賛成といった場合に、これはあくまでも議会としての責任を持たなければいけません。たとえ反対しようが議会で決まれば、それはそれでやっていかなきゃいけません、それが民主主義だというふうに私は思っております。私は反対したんだから、そんなこと責任を持ちませんよとは絶対に言えない、これが一つの議会の役目だと思っております。

そういう意味では、私たちはこの議会として市民に対して、私たちはこういうふう考えたんですよということを説明する。この前、所沢市に行ったときに、そういう説明会やっていたわけなんですけども、そういうことを開催していく必要もあると思います。それだけではないんですけども、そういう意味で私は議会として動くんだという宣言を、ただ反論をちょっとさせていただきますと、じゃあこれをつくらないで、そのままおいたら、議会はそのまま活性化していくのかということを考えてときに、どっちなんだ、つくらないでにおいて活性化していくのか、つくったほうが活性化していくのかということを考えてときに、どっちの可能性はあるか。つくっても運用を間違えて殺しちゃう運用もありますけども、つくらないでおいたら何も、あくまでも個人に任せちゃうという話になっちゃいますから、そこはやっぱりこういうふうに議会は動いていきますよという宣言を私たちはやっていくべきなんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今の御殿谷委員の御発言は、ちょっとよく理解しにくいところがあったんですけども、市が例えば何か条例案を出してきて、賛成の議員もいる、反対の議員もいる、しかしその条例が可決されたら反対だった議員も一緒になって、その条例の実現のために責任を負うという関係ではないと思うんですよ。ですから、例えば議会運営の問題で議員が、それぞれ確認したことはそのルールに基づいてやらなくちゃいけないと、ルールに不服があったとしてもやらなくちゃいけないということはあっても、市が行う——どういう趣旨で先ほどの議会として責任を負うということをおっしゃっているのかね。行政と議会とは、それはまた別なもので、行政は行政としての責任を負って、議会はまたそれをチェックするという機能を持っているわけですから、そこが同じ責任を負うわけではないと思うので、議論がちょっとよく理解できなかったんですけども、どういう趣旨で言われたのか、議会としての責任を賛成も反対も負うというのは、ちょっと意味がわからないんですけど。

○委員（御殿谷一彦君） 例えばの話ですね、何らかの予算執行をしていった場合に、ちょっと具体的に言いにくいところがありまして、一つのことを予算で、要は議会として予算決めましたといったときに、私はそれに対して反対したから、その予算執行は絶対にとめますよということをやつと行っていか——言っていくかというか、実力行使まで出るかという話になってきちゃうわけなんですけども、ちょっと例えがよくないんですけどね、（「よくないな」と呼ぶ者あり）例えばの話、本当にこれは例えばの話、大きく、国と地方自治体と違ってくるのかという議論はありますけども、国といった場合に、国で例えば政策の一つ決めたときに、政策

に対して私は反対したから、国の方針に私自身は従うことができないということが言えるかどうかというところなんです。ごめんなさい、ちょっと説明が不十分ですけども。

○委員長（中間建二君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

---

午後 2時46分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（御殿谷一彦君） 先ほどは大変失礼いたしました。

私の意図ということで、ちょっと説明をさせていただきますけども、要は議会という私ども22人の集団がございまして、先ほどもちょっと休み時間の間に議長のほうからもちょっとお話ありましたけども、要は市長という市の執行組織と、それから私どもチェック機能との間でいろいろやるわけですけども、そのときに私ども市議会がいろんな意見があります。それはいいとか悪いとか、いろんな話がありますけども、それに対して市議会として一つのことを決めていく。それに対しての責任があるという意味でございます。反対の場合は、いかに意見をその中にねじ込んでいくか。または、それを反映させていくかということも含めていろいろやらなきゃいけないわけですけども、そういうことも含めて、全体として市議会の責任は当然あるという意味の一つの意見でございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 市議会できざまな審議が行われて、賛否が一致する場合がありますし、一致しない場合もあるわけですけども、結局一つ一つの議題について、審議の中で問題点が明らかにされて、それに対するそれぞれの議員の態度、賛成理由、反対理由も含めて、きちっと明らかにされて、それが決まっていくということが一番大事なことで、今の責任ということで言えば、一番大事なことはないかと思うんですね。そこが、例えば議事録を読んだ市民がわかるか、議場に傍聴に来ている市民がわかるかどうかということが非常に問われていて、その点が私はまだまだ改善すべき点があるというのが、東大和市の市議会の現状だというふうに思っているんです。じゃあその改善が、まあ議論の中でね、それこそこういう今やっている委員会のように、委員同士で討論を闘わせるというような形で進められている状況というのは、なかなか率直に言って十分ないというのが私は感じているところですし、私はそれがまず一番議会改革の中で大事な眼目なんではないかと思っているんです。そういうことが本当にやられていく中で、議会基本条例の問題というのは、その先で出てくること、もしくは議会改革の手法の中の一つであって、必ずそれが議会基本条例としてなっていくのか、会議規則や別の条例で定められていくのかというのは、最初から決め打ちといいますか、決めてかかることではないのではないかというふうに思っているんです。ですから、議会基本条例について言えば、継続してその設置の是非や目的と効果について議論していくということは大事だと思いますけれども、先にありきではないのではないかというのが私の意見です。

○委員（床鍋義博君） 今の尾崎委員の意見でいきますと、先にありきではないということと、議会基本条例をつくらないということは、また別な話ですよ。議会基本条例は、つくるか、つくらないかも含めて改革していくということですか。それとも、議会基本条例はつくるんだけど、その前にたくさんやることから、そっちを先にやれという、そういう認識でしょうか、どちらのほうでしょう。

○委員（尾崎利一君） 端的に言ってしまえば、要するに議会基本条例というのは、それがいいから議会が運営

できないというものではないという点において、必ず議会基本条例をつくらなくちゃいけないということではないと、端的に言ってしまえば、ということです。

それから、もう少し言うと、こういう審議を何カ月ですか、七、八カ月ですかね、実質的な審議が始まってね、ということでやってきているわけですがけれども、冒頭言いましたけども、委員同士の間でもやっぱり認識の大きな違いというのは感じていますし、市のほうは5年ぐらいかけて市の基本条例をつくるというようなことを言っているようですけども、一定の期間がかかるのかなというふうに私は感じているんです。その中で、さまざまな改革を、まずやっていくということが必要なんではないかというのが私の今の認識です。

○委員（和地仁美君） ちょっと乱暴な表現を使ってしまうかもしれないんですけども、この特別委員会が始まった当初に、私、開かれた議会という話があったときに、開かれなきゃいけないんですかねという話をさせていただいたことがあったかと思うんですけども、個人の意見としては開かれたほうがいいと思うんですけども、逆説に立ったほうが本当が見えるかなと思ってあのときは発言させていただいたんですけど、今ずっと話を聞いていて何となく——何でしょう、腹落ちしないというか、どうやって理解したらいいんだろうと思っていることがありまして、二元代表制で行政のチェック機能として人が集まっているという2つの団体には見えるんですけど、要するに市長をトップして、あちらは組織として一番トップからのトップダウン——トップダウンとは言いませんけど、一つ的意思決定があったら、だらだららって行く組織なんですよ。ただ、議会というのはひとり親方の集まりではないんですけども、それぞれの主義主張を持って、それぞれが選ばれてきているので、人は集まっているんですけど、組織ではないと思うんですね。ただ、そこに議会という集まりに名前がついているので、市長は議会に審議してもらいますというふうに、それは本当にそうだと思うんですけども、今回改革をするということになったときに、私は基本条例は床鍋委員の言ったように、それを一つの目標に掲げて進んでいくというのもいいと思うんですけども、一人一人の議員が、また今度改選になってまたメンバーも変わったり、どれぐらいかけてつくるかにもよりますが、一人一人の議員が持っている危機感というか、変わらなきゃという思いが最終的なポイントになるんじゃないかと思って聞いていました。

例えば議長がトップ、まあ議会は議長がトップですけど、議長と市長って、議長が全員に命令して、この方針でいくぞという集まりではないんですよ。なので、例えば夕張市みたいにああいう形になってしまうと、もう何で議会はチェックをちゃんとしてなかったんだって、日本じゅうから責められれば、もう変わるしかないんだなって変わるのか。あともう一つは、仮想敵をつくって全員が——例えばですよ、これは事実じゃないですけど、全員が市長に任せられないぞということで、みんなが何かいきなり超党派で一致団結するみたいな、何かそんな極端な状況がないと、一人一人の温度が違うと議会という名前のついた人の集まりが同じ方向性で、同じ足並みで、同じ温度感で進むことができるのかなというのを思いながら、ずっと皆さんの議論を聞いていました。なので、先に明文化して見える形で何かしらを持って、それがよりやりやすくなるというのであれば、先に条例をつくってもいいですし、その調整をどうやっていくのが見えないと、何となく、進むのかなという思いを持ってずっと聞いていたんですが、ほかの委員の方は、そこら辺はどういうふうに受けとめてられるのかなというふうに、ちょっと投げかけたかなと思って、今発言させてもらったんですが。

○委員長（中間建二君） 今回の議会のあり方に関する調査特別委員会の進め方で、調査検討項目を皆さんから出していただいて、要は今の議会の現状の中で何を議論したいのか、何を变えていきたいのかということで、皆さんから問題提起していただいた中で議題設定をしたわけですね。ですから私としては、まだ1巡目ですけども、一通り課題をそれぞれ認識をしながら、この問題についてはやはり見直すべきではないか、この問題

については現状で機能しているんだから、もうこれで十分でしょう。そういう議論が一応は一通りしてきた中で、当初から皆さんが言われているように、議会基本条例というものは当然条例だけつくったって実態が伴わなければ何の意味もないわけですから、少なくとも今これまでの1年近くの議論の中で、実態を見直すべきところは見直しをしていこうという方向性のもとに、皆さん御議論を重ねていただき努力をしていく中で、成案が得ているもの、得てないものありますけれども、その結果として議会基本条例というものを視野に入れていくのどうかということに、今1巡目の議論の中で入ってきていると。

ですから、これも結局のところ、何となくそういうものができたらいいんじゃないかということでは、恐らくそこまでいかないの、いわゆる現状から一歩踏み込んで、先ほど意見もありましたように、市民に向けての議会としての決意表明、議会としてはこういう理念、考え方のもとに市長部局と対峙し、市民に向き合っていきますということの一つの宣言ですので、そこまで東大和市議会として踏み込んでいくぞというものを、やはり一人一人が持たない限りは、条例制定というところまでは到底行かないですので、一通り議論をして見直しの議論をやったというところで、結果としてはおさまるのかなと。

ですから、私としてはまだ1巡目の議論ですけれども、これから2巡目の議論に入って、これまで積み上げてきた議論の一定の結論を出していく上で、議会基本条例の制定というものを視野に入れて議論を重ねていくのか。それとも、ここで条例の必要性について、まだまだ共通認識がないという中で2巡目に入っていきかによって、議論の仕方が、深まり方が違ってくるかなという思いもありますので、何らかの方向性をここで必ずつくるということではなくて、何らかの方向性を持って2巡目の議論に入っていければ望ましいのではないかと、より議論が活発になっていくのではないかと、このように考えているんですけれども。おおむね実態が伴うのであれば、やはり視野に入れていくべきではないかという方向性や、またもう少し条例そのものについても、調査検討をしたいという意味での御意見というふうにも踏まえているんですけれども、そのあたりもう少し御意見がありましたら、御発言をお願いしたいと思うんですけれども。

○委員（関野杜成君） マルカバツかとなると正直まだその内容が見えてこないの、マルカバツとは言いづらんですが、やはり制定を視野に入れて、それで話し合っていくべきだと。もともと、今ここにいる方は思想も政党も違うわけですから、皆さん考え方は違うのは当たり前で、その中で議会報告会というものが今現状どのような形でやるかという中身もわからないままです。先ほど、根岸委員が言われたような意見も確かにそのとおりという部分もあります。だから、そういう部分では実際に議会基本条例を制定することの意義ですよ。何をしたいのか、市民に対してそういう説明をしたいとか、議会としてのということがいろいろあると思いますが、別にある意味、それが市民への説明というところが賛否がやはり出ているわけで、その部分で納得ができないのであれば、別に市民の説明はなくても議会として、こういう政策立案をすとか、ああいうこともすとか、それこそ利一さんが先ほど言ったように、こういった形での話し合いの場を持ってスキルを上げていくとか、そういったことだけでも私はいいと思うんですよ。

そういう意味合いで、先ほど言ったように、ここに書いてあることをそのまま使うのではなく、東大和市独自のものにすればいいと。余りにも、この書いてあることをそのままやっていこうということで話し合っても、ほかの市をまねただけであって、実際の東大和市としての方向性とは違うと思うんですよ。であれば、東大和市の議会として、どのような市民に対して、そういうものを見せていきたいのか。それを、どういうふうにするれば皆さんが一致して話せるのか、そういったところも踏まえてやはり議論をしていって、その中でできる、できない、できないんだっとなぜできないのか、できるようにするにはどうすればいいとか、そう

いう話し合いがここの場での話し合いだと思いますんで、まずはつくらないと言っちゃうと、もう話し合いも何もなくなってしまうので、まずはつくるということを前提に話し合っ、つくらなかった、または基本条例の中に入れなかったという結果になれば、私はいいのかなというふうに思っています。

○委員（根岸聡彦君） 私個人としては、別につくるという前提でという意識を持つ必要はないと思っています。先ほど、和地委員のほうからも御意見がありましたけれども、一番最初の段階で開かれなければいけないんですかという逆説的な立場に立ってという発言がありましたけれども、東大和市の市議会ってそんなに閉ざされた議会なんでしょうか。完全に、もう日本全国の中でトップクラスでいくほど開かれたものになっているかどうかというところは疑問があるかもしれませんが、本会議において傍聴はできますと。傍聴者が少ないというのは、閉ざされているから少ないのではなくて、傍聴に来られる条件が整っていないから。いわゆる傍聴者側のほうで、来やすい条件を整えさえすれば来ていただける、もっと多くの方に来ていただけるんだというふうには認識しています。その条件を整えることが、より開かれたものになっていくんだということであれば、その条件を検討していけばいいのであって、全面的に例えば、ちょっと極端な話になっちゃいますけれども、今までの制度を全部ぶち壊して新しいものをつくっていこうというような、そんな考え方にのっとっていく必要というのはないと思っています。

今これからの議会の活性化に向けて、私自身活性化していないと思っていないんで、このままでも十分やっていけると思います。さらなる活性化が必要だということであれば、個別項目ごとに、こういうことを取り入れたらどうだろうかという検討をしていく中でやっていけばいいのかなと思っています。過去において、議会改革、先人たちが何度となくやってきています。その中で培ってきたものを踏襲していきながら、一步一步進めていかないと、かなり無理が、一遍にやるということ自体無理があるのかなという感じはしているところです。開かれた議会ということを目指していけば、じゃ何をやっていけば、こういうところが閉ざされているよねという問題を全部出して、それを一つ一つクリアしていけば、先ほど関野委員のほうからも、これはできるの、できないのという御意見がありましたけれども、そこに通じていくものがあるのかなというふうには思っています。

○議長（尾崎信夫君） 私は今まで議会改革をさまざまやってきました。一番私が疑問に思っていることは、東大和市の条例の中にですね、例規集、この中には東大和市の公式条例はあるんです。議会は何かといったら、議会議員定数しかないんです。あとは、議会の開催月しかないんです。じゃ議会が根拠としているのは何かといったら、地方自治法89条に基づいて設置されているだけなんです。ところが、例規集にはどこにも東大和市議会条例というのはいないですよ。私は、これを不思議に思っています。これはやはり何らかの、私たちは合議体でこの議会を開いているわけですけども、何らかの形で私は必要なのかなということ、私はずっと疑問に思っていましたけども、こういうところも視野に入れながら考えていかなければならないんじゃないでしょうか。東大和市議会って一体何なのかという市民にアピールするためには、そういうものがなければいけないんじゃないかな。私たちは22人の合議体で東大和市議会というものをやっていますけど、じゃ形として何もないって何なんですかねというのが、私はそれをずっと疑問に思っていました。これをやはり考えなきゃいけないんじゃないか。これが、まさに二代表制であるんだと思う。東大和市公式条例はあって、東大和市はこう組織ができていますよとなっても、東大和市議会って何もないということは、これ悲しい話じゃないかなと私は思っています。いかがでしょうか。

○委員長（中間建二君） 今議長のほうからも御意見いただきまして、根岸委員の御意見としては、今関野委員



のほうからはつくる方向で議論を重ねていきたいということで、おおむね御意見だったと思うんですけども、つくる方向で議論をするということに対しての否定的な御意見ということでしょうか。

○委員（根岸聡彦君） つくるという方向性というの、特に設定する必要はないのではないかとというのが私の意見です。問題点を一つ一つ出して、それをクリアしていけるのか、いけないのか。クリアしていけるものからクリアしていこうと。条例というのは、ある程度実践ありきの中で実行していったものを明文化して、その結果が条例という形になっていけばいいのかなと。どなたからか、やはり時間がかかるものなのかなという御意見もありましたけれども、そのとおりだと思います。

○委員（床鍋義博君） 繰り返しになりますけれども、もちろん日々の試みの中で改善していくというのは非常に重要で、そういったことで実現できる部分というのは、かなりあるとは私も思います。ただ、それって戦術ですよ、一つ一つ個別の戦術です。戦術があるためには戦略がなければいけなくて、戦略のためにはビジョンがなければいけないと思うので、一番最初にやはりこういった方向でいきますよというビジョンがなければ、それに対する戦略、戦術が出てこないと思うんですね。それを明確化する意味でも、やはり基本条例を制定するという前提のもとで、そのために何が必要か、何が要らないかということを精査していけばいいのかなと思うので、やはり私は繰り返しになりますけれども、制定を目指して動いていくということが一番議会の、議会のためっておかしいですね、市民のために一番いい方向なのではないかなというふうに考えます。

○委員（和地仁美君） ほとんど床鍋委員と同じようなことなのかなと思うんですけど、いわゆる床鍋委員は改善という言葉が使われましたけど、効率化とか、そういった何かで計測をできるようなことを改革と呼んでやっていくというのであれば、根岸委員のおっしゃっているように何もなくてもいいんですけども、いわゆる理念的なこうあるべきだよという、時代やいろんな状況によってやり方は変わるけど、ここだけは外してはいけないというような理念に近いようなものに基づいて何かをやっていくという、もう一つ上の高みというのかな、に挑戦をしていくということを合意できるのあれば、関野委員のおっしゃったように、つくる方向で議論をしていかなきゃいけないのではないかなと。例えば経費を削減するとか、もっと効率を上げるとか、そういうことを改革と呼ぶのであれば、多分条例は要らない、検証ができるから。

だけど、こういうふうに東大和市の、先ほど議長がおっしゃったように、議会って何もないのは悲しいじゃないですかというお話は確かにそうだなと。市議会議員という仕事については、地方自治法とかの役割、大前提はみんなわかっているし、そうなんですけれども、このまちというところと対峙したときに、どういう役割を果たして、どういう方向で活動していくのかというようなことを問われたときにその理念がないと、現実と理念を比較して、今足りているもの、足りてないものというギャップをはかるものなくなるんだと思うんですね。なので条例ができたなら、毎年1回、例えばここは一つの例、「開かれた議会であること」というもし一文があったら、開かれているかな、本当になって検証はできるんですけども、そういうようなビジョンという言葉も床鍋委員も使われましたけど、そこまでを改革と呼ぶのであるなら、つくる方向性で議論しないと、いわゆる効率化ということに終わるのではないかな、今回のこのあり方委員会の議論は。というふうに私は思うので、私は関野委員の言っていた方向のところまで踏み込んでいけたらいいなと思いますので、最終的にどうなるかわかりませんが、それなりの方向性で話し合うというのがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（中間建二君） 言葉の使い方ですけども、これ議会基本条例を前提というのと、また方向性を持ってということとで、受けとめ方が恐らくそれぞれ違うんだと思うんですね。私としては、一応まだ1巡目ですけど、2巡目の議論でまた6月の中間報告を目指して、また前回のときに中間報告の結果をもって、市民にこの

特別委員会の状況について報告会を開催するという事で、皆さんに御理解をいただいたと思っておりますので、その段階でも前提というと確かにコンクリートしてしまうことは根岸委員がおっしゃっているように、コンクリートしてしまうこともあるかと思っておりますので、一定の方向性を、そういうものを目指して議論を深めていく。また、中身的にこれ改革、実効が伴わなければ何の価値もないわけですから、そういった意味での実効性を一つ一つの調査項目の中で実現可能なもの、特別委員会として合意できるものは次のステップに持っていくという、その方向性をもって2巡目の議論に入っていくという形で取りまとめをさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、そのように取りまとめをさせていただきたいと思えます。

それでは、繰り返し確認になりますが、次回の特別委員会の中で本日前段に御説明をした市民アンケートにつきまして、それぞれ皆さん、きょうの説明を受けて精査をいただいた中で、また2巡目の議論に入っていく前段の中で、このアンケート結果も議論に反映していこう、またアンケートを見て考えていこうというような調査項目もございましたので、アンケート結果をまた個別な意見等も含めて、よく御精査をいただいて、次回ごときに御意見、御発言をいただきたいと思っております。

また、それをその後、1巡目の議論の確認を今わかりやすい形で資料を作成してございますので、それをもとに6月のこの特別委員会としての中間報告を目指しての意見集約、中間報告ができる段階での中身の精査に入らせていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思えますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（中間建二君） これをもって平成24年第3回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午後 3時16分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二